

○武器のパーカライジングについての 武器等製造法上の解釈について

昭和三十七年十月十七日 業務連絡
通商産業省重工業局航空機武器課長
あて 防衛庁装備局調達補給課長

武器のパーカライジングについては、武器等製造法第三条に
いう武器の修理に該当するかどうか、貴見を伺いたく照会します。

武器のパーカライジングについての 武器等製造法上の解釈について

昭和三十七年十月二十三日
防衛庁装備局調達補給課長あて 通
商産業省重工業局航空機武器課長

標記については、下記のとおり解釈であるので、御了承下さ
い。

記

武器等製造法（以下「法」という。）第三条の対象となる修理と
は、一定の加工を施すことにより、機能または構造を原状に復する
場合をいい、通常行なわれる銃砲の分解手入、同一部品の交換等が
これに入るのであり、今回照会のあつたパーカライジングについ
ては、上記の機能または構造に関係がないので、法の対象となる修
理に該当しない。

なお、法に定めた武器もしくは武器たる部品の修理を民間企業に
委託する場合は、その取扱については、公共の安全を阻害すること
のないよう十分な措置をとられるとともに、上記修理の範囲を検討
する必要もあり、当局に事前に緊密な連絡をお願いする。